

海田町事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

海田町規則第 5 号

海田町事務組織規則の一部を改正する規則

海田町事務組織規則（平成 12 年海田町規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中

「

長寿保険課	長寿係 介護保険係 地域包括支援係
-------	-------------------

」

を

「

長寿保険課	長寿係 介護保険係
-------	-----------

」

に改める。

別表第 1 福祉保健部の部長寿保険課の款介護保険係の項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 地域包括支援センターの運営の総括に関すること。

別表第 1 福祉保健部の部長寿保険課の款地域包括支援係の項を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。